平成２３年（フ）第１８８５号
埼玉県川口市鳩ヶ谷緑町２丁目５番地の９　グリーンガーデン202号
債務者　木原　律子
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１４号
群馬県館林市高根町1052番地の265
債務者　井口　隆史
1　決定年月日時　平成23年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第７７９号
埼玉県所沢市上新井４丁目70番地の７　メゾンベルエア２―102、前住所埼玉県所沢市上新井４丁目66番地の21
債務者　政　　隆司
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第７８０号
埼玉県所沢市上新井４丁目70番地の７　メゾンベルエア２―102、前住所埼玉県所沢市上新井４丁目66番地の21
債務者　政　　惇子
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第７９８号
埼玉県狭山市入間川４丁目４番１―201号
債務者　原田　彩美
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２３７号
愛知県豊橋市大岩町字荒古41番地１
債務者　戸田　　制
1　決定年月日時　平成23年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで　名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１５５号
岐阜県岐阜市加納愛宕町18番地１　愛宕住宅818号室、前住所滋賀県愛知郡愛荘町中宿196番地　ハイツエクセルⅡ番館205号室
債務者　清水　昌子
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第１６１号
滋賀県彦根市幸町26番地
債務者　児玉　俊也
1　決定年月日時　平成23年11月28日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第６９号
京都府京丹後市大宮町河辺270番地
債務者　荒田　　圭
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで　京都地方裁判所宮津支部

平成２３年（フ）第７４号
京都府京丹後市大宮町河辺414番地の１
債務者　坂根　朱美
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで　京都地方裁判所宮津支部

平成２３年（フ）第３０７号
岡山県倉敷市中庄1464番地１　市営東中庄団地81号
債務者　松家　周子
1　決定年月日時　平成23年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第３１８号
岡山県笠岡市神島外浦１―１　養護老人ホーム敬愛園、住民票上の住所岡山県笠岡市笠岡2994番地
債務者　大景　郁子
1　決定年月日時　平成23年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第５６５号
愛知県刈谷市泉田町山畑94番地１　ライラック103号
債務者　岩瀬　　亘
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月16日午後１時30分　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２８５１号
神奈川県茅ヶ崎市香川４丁目30番31号
債務者　田中　敏之
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月１日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２８９１号
横浜市磯子区杉田５丁目１番31号　細野荘
債務者　高橋　　昭
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月１日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３０４３号
横浜市中区本牧元町50番52―403号
債務者　古川　彩夏（旧姓平山）
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月１日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部